

観音寺市・大野原町・豊浜町

合併協議会だより

平成16年

第6号

10月1日

発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885
URL <http://www.kot-gappei.jp>



観音寺琴弾八幡宮大祭
「H16.10.15～17」



大野原八幡神宮例大祭
「H16.10.15～17」



さぬき豊浜ちょうさ祭
「H16.10.15～17」



「きんもくせい」の花の香りとともに今年も秋祭りが始まります。
みんなの心が元気になるときです。
1市2町の宝が勢ぞろいです。(春の高屋まつりも良いですね。)

- 町・字の区域及び名称の取扱いが確認されました。
- 協定項目 調整方針の確認状況 (第6回合併協議会のもの)

主な内容

- 第7回合併協議会の結果 2～3
- 合併協定項目の検討内容
23その他(各種事務事業) 6～7
- 住居表示の変更のお知らせ 4～5
- 第9回合併協議会のお知らせ・ご意見等 8

第7回 合併協議会の 結果

8月26日に第7回合併協議会が開催されました。

会議では、新市建設計画（その3）を含む協議事項9件を協議しました。

協議事項

協議第8号

一般職の職員の身分の取扱いについて次のおり提案があり確認されました。

- 1 市2町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐべしとする。



- 1 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 2 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
- 3 職務については、合併時に職名とともに級別職務分類表を統一する。
- 4 職員の給与制度については、給料表の取扱いを含め合併時に統一する。
- 5 現職員については、現給を保障する。

協議第12号

町字の区域及び名称の取扱いについて次のおり提案があり確認されました。

- 1 町・字の区域については、現行のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。

- (1) 観音寺市においては、現行のとおりとする。
 - (2) 大野原町においては、「三豊郡大野原町大字」を「観音寺市大野原町」に置き換え、字名「五郷老済」、「五郷有木」、「五郷田野々」、「五郷内野々」、「五郷井関」については、各々「五郷」を削除する。
 - (3) 豊浜町においては、「三豊郡豊浜町大字」を「観音寺市豊浜町」に置き換える。
- (詳しくは本紙4ページ掲載)

協議第13号

地方税の取扱いについて次のおり提案があり確認されました。

地方税の取扱いについては、1市2町で差異のない税制は現行のとおり新市に引き継ぎ、差異のある税制は、次のとおりとする。

- 1 法人市民税の均等割については、標準税率を採用し、法人税割の税率については、10分の14・7とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、それぞれ現行のとおりとする。
- 2 軽自動車税の納期については、5月1日から5月末日までとし、標準徴失時の弁償金については、200円とする。



- 3 都市計画税については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 入湯税については、観音寺市の例により統一する。

協議第23号-17

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

と提案があり確認されました。

協議第19号

国民健康保険事業の取扱いについて

次のおり提案があり確認されました。

- 1 国民健康保険税については、国民健康保険事業が健全で円滑な運営を確保することができるよう、医療費等の動向を勘案し、その必要額を算出した上で、平成18年度から統一する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行のとおりとする。
- 2 保健事業については、次のおり取り扱うものとする。

- (1) 一人人間ドック事業については、合併時に再編統一し、自己負担額については、新市において速やかに再編調整する。
- (2) ヘルスアップモデル事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) その他の事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 3 成人病予防検診料助成事業については、合併時に廃止する。
- 4 無受診世帯表彰事業については、合併時に廃止する。
- 5 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編統一する。
- 6 国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第23号—10

各種事務事業（各種福祉制度関係）の

取扱い（その1）について

次のとおり提案があり確認されました。

〔各種福祉制度〕

ア子育て支援関係

- 1 子育てホームヘルプ事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 家庭児童相談室については、合併時に統一する。
- 3 地域組織活動育成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 地域子育て推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 遺児年金については、合併時に再編統一する。
- 6 保育所保育料については、新市において速やかに再編統一する。
- 7 保育時間延長事業については、合併時に再編統一する。
- 8 第3子以降保育料免除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 一時保育促進事業については、新市において随時再編調整する。
- 10 地域子育て支援センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 11 保育所地域活動事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 児童手当については、合併時に統一する。
- 13 民生委員推薦会については、合併時に統合する。
- 14 民生委員・児童委員協議会事業

については、合併時に再編統一する。

ウ障害者福祉関係

- 1 障害者社会参加促進事業については、合併時に再編統一する。
- 2 心身障害者小規模通所作業所運営補助事業については、合併時に統一する。
- 3 心身障害者・児及び難病者年金については、新市において再編統一する。
- 4 障害者福祉計画については、新市において速やかに策定する。

エ生活保護関係

生活保護業務については、合併時に統一する。



協議第23号—15

各種事務事業（上水道等事業関係）の

取扱いについて

- 1 上水道事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 簡易水道事業については、現行の

とおり新市に引き継ぐ。
3 水道料金、加入分担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。



協議第23号—16

各種事務事業（下水道等事業関係）の取

扱いについて

- 1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。
- 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。
- 3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。
- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

協議第24号

新市建設計画（その3）について

新市建設計画（第5章新市の施策）に

ついて提案があり確認されました。

その他

- (1) 第8回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。
- (2) 第9回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の日程について報告がありました。

埼玉県議会議員が視察研修に

8月27日、本合併協議会に、埼玉県議会の地方分権・合併・財源対策特別委員会が視察研修に訪れました。
本協議会も8月26日で第7回を数え、

合併協定項目の協議状況についてもほぼ協議が終わるうとしています。合併の動機や経緯、重要事項の調整、県からの支援などについて熱心に意見交換が行われました。





合併に伴い平成17年10月11日から住居表示が変わります。

新市の名が「観音寺市」となり、平成17年10月11日から住所の表示が変わります。観音寺市は変更ありませんが、大野原町、豊浜町については、現在の住所から「三豊郡」を「観音寺市」に置き換え、「大字」を削除します。大野原町の五郷地区については「五郷」の文字が削除されます。なお、地番については変更ありませんのでよろしくお願いいたします。

具体的には下記のとおりとなりますので、新市での住居表示をご確認ください。(郵便番号については変更がありません。)

なお、住居表示変更に伴い官公庁等において住居表示の変更の手続きが必要になる場合があります。民間の会社などについては、対応が異なりますのでそれぞれにお問い合わせください。

(住所変更に伴う手続き等については、一覧表等を作成し、配布する予定にしています。)

新旧住居表示一覧表

合併前の表示	合併後の表示	かんおんじし 読み(観音寺市のあと)	郵便番号
観音寺市室本町	合併前と変更ありません	むろもとちょう	768-0001
観音寺市本大町		もとだいちょう	768-0022
観音寺市高屋町		たかやちょう	768-0002
観音寺市出作町		しゅっさくちょう	768-0011
観音寺市植田町		うえだちょう	768-0012
観音寺市村黒町		むらぐろちょう	768-0013
観音寺市流岡町		ながれおかちょう	768-0014
観音寺市吉岡町		よしおかちょう	768-0021
観音寺市古川町		ふるかわちょう	768-0023
観音寺市中田井町		なかだいちょう	768-0024
観音寺市池之尻町		いけのしりちょう	768-0031
観音寺市原町		はらちょう	768-0032
観音寺市新田町		しんでんちょう	768-0033
観音寺市柞田町		くにたちちょう	768-0040
観音寺市木之郷町		きのごうちょう	768-0051
観音寺市粟井町		あわいちょう	768-0052
観音寺市観音寺町		かんおんじちょう	768-0060
観音寺市有明町		ありあけちょう	768-0062
観音寺市八幡町一丁目		やはたちょういっちょうめ	768-0061
観音寺市八幡町二丁目		やはたちょうにちょうめ	768-0061
観音寺市八幡町三丁目	やはたちょうさんちょうめ	768-0061	

合併前の表示	合併後の表示	かんおんじし 読み(観音寺市のあと)	郵便番号	
観音寺市三本松町一丁目	合併前と変更ありません	さんぼんまつちょういっちょうめ	768-0063	
観音寺市三本松町二丁目		さんぼんまつちょうにちょうめ	768-0063	
観音寺市三本松町三丁目		さんぼんまつちょうさんちょうめ	768-0063	
観音寺市三本松町四丁目		さんぼんまつちょうよんちょうめ	768-0063	
観音寺市琴浪町一丁目		ことなみちょういっちょうめ	768-0064	
観音寺市琴浪町二丁目		ことなみちょうにちょうめ	768-0064	
観音寺市瀬戸町一丁目		せとちょういっちょうめ	768-0065	
観音寺市瀬戸町二丁目		せとちょうにちょうめ	768-0065	
観音寺市瀬戸町三丁目		せとちょうさんちょうめ	768-0065	
観音寺市瀬戸町四丁目		せとちょうよんちょうめ	768-0065	
観音寺市昭和町一丁目		しょうわちょういっちょうめ	768-0066	
観音寺市昭和町二丁目		しょうわちょうにちょうめ	768-0066	
観音寺市昭和町三丁目		しょうわちょうさんちょうめ	768-0066	
観音寺市坂本町一丁目		さかもとちょういっちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町二丁目		さかもとちょうにちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町三丁目		さかもとちょうさんちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町四丁目		さかもとちょうよんちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町五丁目		さかもとちょうごちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町六丁目		さかもとちょうろくちょうめ	768-0067	
観音寺市坂本町七丁目		さかもとちょうななちょうめ	768-0067	
観音寺市天神町一丁目		てんじんちょういっちょうめ	768-0068	
観音寺市天神町二丁目		てんじんちょうにちょうめ	768-0068	
観音寺市天神町三丁目		てんじんちょうさんちょうめ	768-0068	
観音寺市伊吹町			いぶきちょう	768-0071
三豊郡大野原町大字大野原		観音寺市大野原町大野原	おおのはらちょうおおのはら	769-1611
三豊郡大野原町大字中姫		観音寺市大野原町中姫	おおのはらちょうなかひめ	769-1612
三豊郡大野原町大字花稲	観音寺市大野原町花稲	おおのはらちょうはないな	769-1613	
三豊郡大野原町大字萩原	観音寺市大野原町萩原	おおのはらちょうはぎわら	769-1614	
三豊郡大野原町大字丸井	観音寺市大野原町丸井	おおのはらちょうまるい	769-1615	
三豊郡大野原町大字福田原	観音寺市大野原町福田原	おおのはらちょうふくだはら	769-1616	
三豊郡大野原町大字青岡	観音寺市大野原町青岡	おおのはらちょうあおおか	769-1617	
三豊郡大野原町大字五郷井関	観音寺市大野原町井関	おおのはらちょういせき	769-1621	
三豊郡大野原町大字五郷内野々	観音寺市大野原町内野々	おおのはらちょううちのの	769-1622	
三豊郡大野原町大字五郷田野々	観音寺市大野原町田野々	おおのはらちょうたのの	769-1623	
三豊郡大野原町大字五郷有木	観音寺市大野原町有木	おおのはらちょうありき	769-1624	
三豊郡大野原町大字五郷海老済	観音寺市大野原町海老済	おおのはらちょうえびすくい	769-1625	
三豊郡豊浜町大字姫浜	観音寺市豊浜町姫浜	とよはまちょうひめはま	769-1601	
三豊郡豊浜町大字和田浜	観音寺市豊浜町和田浜	とよはまちょうわだはま	769-1602	
三豊郡豊浜町大字和田	観音寺市豊浜町和田	とよはまちょうわだ	769-1603	
三豊郡豊浜町大字箕浦	観音寺市豊浜町箕浦	とよはまちょうみのうら	769-1604	

合併協定項目の検討内容(抜粋)

合併協議会だより第5号では、合併協定項目のI協定項目23その他(各種事務事業)の第5回合併協議会までに確認された項目をお知らせしましたが、今回は第6回合併協議会で確認された項目について簡単に説明をします。

23-8 各種事務事業(電算システム事業関係)の取扱いはどうなるの?

電算システム事業については、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合し、ネットワークシステム構築により住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

と、確認されました。

【**基幹系の電算システム**】とは、税関係業務、住民基本台帳関連業務等が該当します。

23-12 各種事務事業(保健・衛生関係)の取扱いはどうなるの?

- 1 老人保健福祉計画については、新市において速やかに策定する。
 - 2 健康増進計画については、観音寺市の例により、新市において策定する。
 - 3 若年健康診査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 4 妊婦・乳児健康診査受診票交付事務については、合併時に再編統一する。
 - 5 乳幼児健康診査(乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児)及び3歳児健康診査後フォロー相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 6 母子保健推進員育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 7 母子愛育会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 8 一般健康相談については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 9 基本健康診査については、新市において、併用方式にて実施する。
 - 10 機能訓練事業については、A型B型の実施状況を集約し、介護保険事業との重複を避け、新市において実施する。
 - 11 各種がん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 12 骨密度検査については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 13 歯周疾患検診については、新市において統一する。
 - 14 食生活改善推進協議会育成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 15 保健センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- と、確認されました。

23-19 各種事務事業(建設事業関係)の取扱いはどうなるの?

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
 - 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
 - 3 急傾斜地対策事業については、合併時に再編統一する。
 - 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
 - 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
 - 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
 - 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- と、確認されました。

23-21 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
 - 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
 - 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
 - 4 改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- と、確認されました。

23-22 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。
 - 2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 - 3 就学援助費については、合併時に統一するよう調整するものとする。
 - 4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一するよう調整するものとする。
 - 5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止するものとする。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - 7 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。
 - 8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整するものとする。
 - 9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するものとする。
 - 10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討するものとする。
- と、確認されました。

【中学校生徒海外研修】研修先 ニュージーランド、オーストラリア(ゴールドコースト)

【姉妹町村少年交流】交流先 真狩村

23-23 各種事務事業(学校等の通学区域関係)の取扱いはどうなるの？

通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整するものとする。

と、確認されました。

23-24 各種事務事業(学校給食関係)の取扱いはどうなるの？

- 1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一するものとする。
 - 2 学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 - 3 学校給食関係団体については、合併時に統合するよう調整するものとする。
- と、確認されました。

※ これからの各種事務事業の協議状況についても、随時合併協議会だよりでお知らせします。

ご意見等をお待ちしています

合併協議会の資料や会議録の閲覧及び、合併についてのお問い合わせやご意見ご提言は

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

※随時、内容を更新していますので是非ご覧ください。

または、下記、各市町合併担当窓口まで



観音寺市合併対策室

TEL 0875-23-3917 FAX 0875-23-3920

大野原町合併対策室

TEL 0875-54-5700 FAX 0875-54-5029

豊浜町合併対策室

TEL 0875-52-1200 FAX 0875-52-3113

第9回 合併協議会のお知らせ

第9回合併協議会

日時 平成16年10月27日(水) 午後1時30分から

場所 大野原町大字大野原1260番地1
大野原町中央公民館3階講義室で開催されます。

※ 第8回合併協議会は9月22日(水)に行われました。詳しい結果は第7号でお知らせします。

合併協議会はどなたでも傍聴できます。

ビデオやカメラ、録音機等の持ち込みはできませんが協議の様子をご自身でご覧になってみませんか。
(規定により、受付にてお名前等を記入していただいて会議次第をお渡ししています。)



今年は、過去に例を見ない大災害が1市2町に限らずたくさんの地域を襲いました。

被害を受けられたみなさまに、心からお見舞いを申し上げます。

大変な事態の中で家族や地域の絆を力強く感じる事ができたこの経験を糧に、これからの地域の在り方を合併協議会もともに考えたいと思います。

合併期日まであと一年余りとなりました。穏やかな気持ちで合併が迎えられるように・・・。